

令和5年度 第6回福岡県医療対策協議会
(書面会議)
議事次第

配付日：令和6年2月9日(金)

○ 議事

1 特定労務管理対象機関の指定について【意見聴取】

(一般社団法人福岡県社会保険医療協会 社会保険大牟田天領病院)

○ 議事資料

資料1 特定労務管理対象機関の指定について

資料1 (別添1) 評価センターによる評価結果について

資料1 (別添2) 新医療法に基づく特定労務管理対象機関の指定要件

資料1 (別添3) 令和5年度における特定労務管理対象機関の指定手続状況

福岡県医療対策協議会 委員名簿

(任期：2023年5月12日~2025年5月11日)

区分	所 属	職 位	氏 名
特定機能病院 大学その他の医療従事者の 養成に関する機関	九州大学病院	病院長	【副会長】 中村 雅史
	久留米大学病院	病院長	野村 政壽
	福岡大学病院	病院長	三浦 伸一郎
	産業医科大学病院	病院長	田中 文啓
公的医療機関	地方独立行政法人 芦屋中央病院	病院長	櫻井 俊弘
民間病院	医療法人社団江頭会 さくら病院	病院長	江頭 啓介
診療に関する学識経験者の 団体	公益社団法人福岡県医師会	会 長	【会長】 蓮澤 浩明
		副会長	堤 康博
		理 事	田中 眞紀
福岡県知事の認定を受けた 社会医療法人	社会医療法人共愛会	副理事長	下河邊 正行
独立行政法人国立病院機構 臨床研修病院	九州医療センター	病院長	岩崎 浩己
独立行政法人地域医療機能 推進機構 臨床研修病院	九州病院	病院長	内山 明彦
地域の医療関係団体	公益社団法人福岡県病院協会	副会長	一宮 仁
	公益社団法人地域医療振興協会福岡県支部	支部長	武富 章
関係市町村	筑紫野市	市 長	平井 一三
	桂川町	町 長	井上 利一
地域住民を代表する団体	福岡県地域婦人会連絡協議会	委 員	矢野 八重子

福岡県医療対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の23の規定に基づき、医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に関し、必要な事項を協議するため、福岡県医療対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とするものとして厚生労働省令で定める計画(以下「キャリア形成プログラム」という。)に関する事項
- (2) 医師の派遣に関する事項
- (3) キャリア形成プログラムに基づき医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項
- (4) 医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項
- (5) 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と県とが連携して行う文部科学省令・厚生労働省令で定める取組に関する事項
- (6) 医師法の規定によりその権限に属させられた事項
- (7) その他医療計画において定める医師の確保に関する事項

(組織)

第3条 協議会は23名以内で組織し、委員は、次に掲げる者の管理者その他の関係者から、知事が委嘱する。

- (1) 特定機能病院
- (2) 地域医療支援病院
- (3) 公的医療機関
- (4) 臨床研修病院
- (5) 民間病院
- (6) 診療に関する学識経験者の団体
- (7) 大学その他の医療従事者の養成に係る機関
- (8) 福岡県知事の認定を受けた社会医療法人
- (9) 独立行政法人国立病院機構
- (10) 独立行政法人地域医療機能推進機構
- (11) 地域の医療関係団体
- (12) 関係市町村
- (13) 地域住民を代表する団体

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、または他の方法で意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第6条 協議会に、その協議事項に係る専門事項を協議するため、必要な専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健医療介護部医療指導課医師・看護職員確保対策室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月22日から施行する。

特定労務管理対象機関の指定について

- 令和6年4月1日から、医師について、労働基準法による時間外労働の上限規制の適用が開始される。
- このことに伴い、医師をやむを得ず年960時間を超える時間外・休日労働に従事させる必要がある医療機関は、医療機関勤務環境評価センター（以下、「評価センター」という。）の評価を受けた上で、県から特定労務管理対象機関の指定を受ける必要がある。

特定労務管理対象機関の指定の種類	長時間労働が必要な理由	時間外労働の年の上限時間	指定期間（※）
指定なし（A水準）	—	960時間	—
B水準	救急医療等	1,860時間	3年間
連携B水準	他医療機関への医師派遣		
C-1水準	臨床・専門研修		
C-2水準	高度技能の修得研修		

（※）特定労務管理対象機関の指定は、3年ごとに更新を受けなければ効力を失う。また、B及び連携B水準については2035年度末を目標に解消、C-1及びC-2水準については将来に向けて縮減する方向とされている。

- 今回、1医療機関が、評価センターの評価結果を受領し、特定労務管理対象機関の指定申請がなされたため、指定手続きを行うもの。なお、評価センターの評価結果は【資料1（別添1）】のとおり。

1 申請内容について

- 今回、1医療機関から申請された水準は次のとおり。
- 各医療機関の申請内容について、改正後の医療法（令和3年法律第49号、以下「新医療法」という。）に基づく指定要件に、全て適合していることを、県において確認した（医療審議会への意見聴取を除く）。なお、新医療法に基づく指定要件は【資料1（別添2）】のとおり。
-

医療機関	申請 （資料1（別添2）参照）	指定要件 確認結果
社会保険大牟田天領病院	B②	適合

2 医療対策協議会における意見聴取

- 今回申請のあった1医療機関を、特定労務管理対象機関に指定することに対し、本日の医療審議会において、次のウの内容について、意見をうかがうもの。

(※) 今回申請は、B水準のみ

水準	確認する内容	意見聴取する会議体	
B・連携B	ア 地域の医療提供体制の構築方針(医療計画等)と整合的であること 地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと	医療計画部会	医療審議会
	イ 地域医療構想との整合性	医療計画部会	医療審議会
	ウ 医療対策協議会における議論との整合性	医療対策協議会	医療審議会
C-1	エ 地域における臨床研修医や専攻医の確保への影響	医療対策協議会	医療審議会
C-2	オ 地域の医療提供体制への影響及び構築方針との整合性	—	医療審議会

※意見聴取する会議体について

(医療審議会 (R5. 3. 27) 及び医療対策協議会 (R5. 2. 17) にて了承)

- ・ 新医療法第113条第5項により、「特定労務管理対象機関の指定をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない」とされている。
- ・ また、医師の働き方改革の推進に関する検討会中間とりまとめ(令和2年12月22日)において、「実質的な議論は都道府県医療審議会に設けられた分科会や地域医療対策協議会等の適切な場において行うことを想定」とされている。
- ・ このことから、本県では上記表のとおり意見聴取を行うこととしている

- なお、確認する内容ウ及び特定労務管理対象機関に指定することについての事務局案は次のとおり。

(事務局案)

- ・ B水準に申請のあった1医療機関を特定労務管理対象機関に指定することについては、医療対策協議会における議論と整合性があるものとする(確認する内容ウ)。
- ・ ついては、今回申請のあった医療機関について、特定労務管理対象機関の指定を行うこととしたい。

3 指定手続きに係るスケジュール（予定含む）

- ① 令和6年2月書面会議 医療対策協議会における意見聴取【今回】
- ② 令和6年2月28日（水） 医療計画部会における意見聴取
- ③ 令和6年3月上旬 医療審議会における意見聴取
- ④ 県における指定手続き
- ⑤ 令和6年3月下旬 医療機関へ指定通知、公示

※ 特定労務管理対象機関の指定効力の発現は、新医療法が施行される令和6年4月1日となる

※ 令和5年度における特定労務管理対象機関の指定手続状況（全26医療機関）は、資料1（別添3）のとおり

評価センターによる評価結果について

1. 概要

- ・ 新医療法第 113 条第 4 項により、県が特定労務管理対象機関の指定をするに当たっては、医療機関勤務環境評価センター（以下、「評価センター」という。）からの評価結果通知書に記載された評価結果を踏まえなければならないとされている。
- ・ 厚生労働省の手順書（「都道府県が行う特定労務管理対象機関の指定に関する手順書」令和 5 年 2 月版）によると、評価センターによる評価結果は、次の 5 つの体系（※）で示され、4 又は 5 の評価を受けた医療機関の指定を行う際は、必要に応じて評価センターに評価結果の詳細を確認するとともに、労務管理体制の改善見込み、地域医療体制の観点からの特例水準の指定の必要性等を総合的に勘案して、医療審議会等における意見聴取を行う必要があるとされている。

（※）評価センターによる評価は医療機関の評価の一面にすぎず、医療機関の優劣を示す趣旨ではないことから、定型的な文章で示されることとなっている

<評価結果の体系>

1. 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。
2. 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない。
3. 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。
4. 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があり、医師労働時間短縮計画案も見直しが必要である。
5. 労働関係法令及び医療法に規定された事項（必須項目）に関する医療機関内の取組に改善の必要がある。

2. 申請医療機関の評価結果について

- ・ 今回申請のあった1医療機関の評価結果は次のとおり。4又は5の評価を受けた医療機関はない。

評価結果	医療機関
3に該当	社会保険大牟田天領病院

3. 評価結果の公表について

- ・ 医療法第111条により、県は各医療機関の評価センターの評価結果を公表しなければならないとされている。
- ・ また、厚生労働省の手順書によると、特定労務管理対象機関の指定結果の公示の時期とあわせて公表し、県による支援の方針を記載することとされている。
- ・ このことから、今回申請の1医療機関について、指定を行った場合は、次ページのとおり公表する予定。

評価センターの評価結果について（特定労務管理対象機関の指定の公示とあわせ、県ホームページで公表予定）

	医療機関名	特定労務管理対象機関 指定日・指定の種別	医療機関勤務環境評価センターの評価結果			県による支援の方針
			通知日	評価結果	指摘事項・助言等	
1	社会保険大牟田天領病院	令和6年3月●日 特定地域医療提供機関（B水準）	評価第23-402号 2024年2月8日	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。 それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、医師の業務の見直しの実施がなされているが、勤務計画の作成やタスク・シフト/シェアの実施などが計画段階であることから早期実施に向けて取組むことが必要である。 労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。	県に設置した勤務環境改善支援センターを通じ、医療労務管理アドバイザーの個別訪問による相談対応や研修会の実施など、各医療機関の状況に応じ、必要な支援を行う。

新医療法に基づく特定労務管理対象機関の指定要件

各水準毎の指定要件			根拠法令	指定要件適合の確認方法	
特例水準の指定に係る業務であること	B水準	救急医療	B① 三次救急医療機関	法第113条第1項第1号 法施行規則第80条第1号 令和4年厚生労働省告示第9号	県保健医療計画において位置付けられていることを確認
			B② 二次救急医療機関(年間救急車受入台1,000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた病院又は診療所)	同上	・県保健医療計画において位置付けられていることを確認 ・救急・夜間入院等件数は令和4年度病床機能報告による確認
		居宅等における医療	B③ 居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所	法第113条第1項第2号 法施行規則第80条第2号	県保健医療計画において位置付けられていることを確認
		地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療	B④ 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた病院又は診療所	法第113条第1項第3号 法施行規則第80条第3号	県保健医療計画において位置付けられていることを確認
	連携B水準	医師の派遣	連携B 医療提供体制確保のために必要な医師の派遣を行う病院又は診療所	法第118条第1項 法施行規則第87条	各医療機関から提出された書類(年間延べ派遣医師及び派遣医療機関一覧(令和4年度実績)、地域の医療提供体制を確保するために、当該医師の派遣が必要な理由)による確認
	C-1水準	臨床研修	C-1① 都道府県知事により指定された臨床研修病院	法第119条第1項第1号 法施行規則第94条第1号	臨床研修病院であることを確認
		専門研修	C-1② 日本専門医機構により認定された専門研修プログラム/カリキュラムの研修機関	法第119条第1項第2号 法施行規則第94条第2号	日本専門医機構により認定された専門研修プログラム/カリキュラムであることを確認
	C-2水準	高度な技能を修得するための研修	C-2 厚生労働大臣の確認を受けた病院又は診療所	法第120条第1項 法施行規則第101条	厚生労働大臣から委託を受けた審査組織からの審査結果通知書による確認

全水準共通の指定要件			根拠法令	指定要件適合の確認方法
1	時短計画案が一定の要件を満たしていること	・医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること ・医療機関に勤務する医師の労働時間の状況、医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項、その他医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されていること	法第113条第3項第1号 法施行規則第82条第1項	評価センターからの評価結果通知書による確認
2	追加的健康確保措置の体制が整備されていること	必要な面接指導および休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること	法第113条第3項第2号	評価センターからの評価結果通知書による確認
3	労働に関する法律に基づく処分等を受けたことがないこと	労働基準法または最低賃金法の規定に違反する行為を行い、刑事訴訟法の規定による送致または送付が行われ、その旨が公表された日から1年を経過していないものがないこと	法第113条第3項第3号 法施行規則第82条第2項	各医療機関からの県知事宛の誓約書による確認
4	評価センターからの評価結果の確認	都道府県知事は、特定労務管理対象機関の指定をするに当たっては、評価センターの評価結果を踏まえなければならない	法第113条第4項	評価センターからの評価結果通知書による確認
5	医療審議会の意見聴取 ※今後実施	都道府県知事は、特定労務管理対象機関の指定をするに当たって、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない	法第113条第5項	医療対策協議会及び医療計画部会における議論を踏まえ、医療審議会に意見聴取

二次保健 医療圏		医療機関名	指定の種類 (特例水準)			
			B	連携B	C-1	C-2
福岡・糸島	1	公立学校共済組合九州中央病院	指定済			
	2	福岡市立こども病院	指定済			指定済
	3	原三信病院	指定 手続中			
	4	福岡和白病院	指定 手続中		指定 手続中	
	5	福岡県済生会福岡総合病院	指定 手続中		指定 手続中	
	6	九州大学病院		指定済		
	7	福岡大学病院		指定済		
筑紫	8	福岡徳洲会病院	指定 手続中		指定 手続中	
久留米	9	聖マリア病院	指定済	指定済		
	10	久留米大学病院		指定済		
	11	久留米大学医療センター		指定 手続中		
有明	12	社会保険大牟田天領病院	今回 申請			
飯塚	13	飯塚病院	指定済		指定済	
田川	14	社会保険田川病院	指定 手続中			
北九州	15	JCHO九州病院	指定済	指定済		
	16	北九州市立八幡病院	指定済			
	17	産業医科大学病院	指定済	指定済	指定済	
	18	小倉記念病院	指定 手続中		指定 手続中	
	19	新小文字病院	指定 手続中		指定 手続中	
	20	小倉医療センター	指定 手続中			
	21	健和会大手町病院	指定 手続中		指定 手続中	
	22	福岡新水巻病院	指定 手続中		指定 手続中	
	23	九州労災病院	指定 手続中			
	24	北九州総合病院	指定 手続中			
	25	産業医科大学若松病院		指定済		
京築	26	新行橋病院	指定 手続中		指定 手続中	
指定水準数合計 (指定手続中・今回申請含む)			21	8	10	1
			40			